

《PCB含有ポリサルファイド系シーリング材撤去工事》

－標準施工要領書－

2003年10月（暫定案）策定

2017年7月 制定

日本シーリング工事業協同組合連合会

日本シーリング材工業会

第1章 総 則

1. 目 的

建物の改修(補修)あるいは解体にあたり、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(平成13年7月15日施行)にもとづき、ポリ塩化ビフェニル含有ポリサルファイド系シーリング材(以下、「PCB含有シーリング材」と称す)を適正に処置することを目的とする。

2. 適用範囲

本標準施工要領書は、PCB含有シーリング材の撤去工事及び撤去物の建物所有者への移管・処分に適用する。

3. 撤去範囲

撤去に際しては、PCB含有シーリング材が残らないよう下地が露出する程度まで極力除去することを原則とする。

4. 変更・協議

本標準施工要領書の中で、変更を必要とする場合及び記載外の事項で重要と思われる問題が生じた場合は、監督職員と協議の上、承諾を得て施工を行う。

5. 作業員への徹底

本標準施工要領書は、作業開始前に作業員へ周知徹底させる。

第2章 工事関連材料・器材等

1. 撤去工具

- ・カッターナイフなど

2. 撤去物散逸防止材など

- ・地面被覆用養生シート
- ・飛散防止用背面養生シート
- ・開口部、換気口等遮断用養生シート

3. 作業員用保護具

- ・保護マスク
- ・保護手袋
- ・その他一般作業に準ずる

4. 撤去物回収袋

- ・撤去物回収用プラスチックフィルム製袋(ポリ袋など)

5. シーリング材保管容器の取扱い

- ・撤去したPCB含有シーリング材は、建物所有者が準備した保管容器に収納し、建物所有者に移管する。

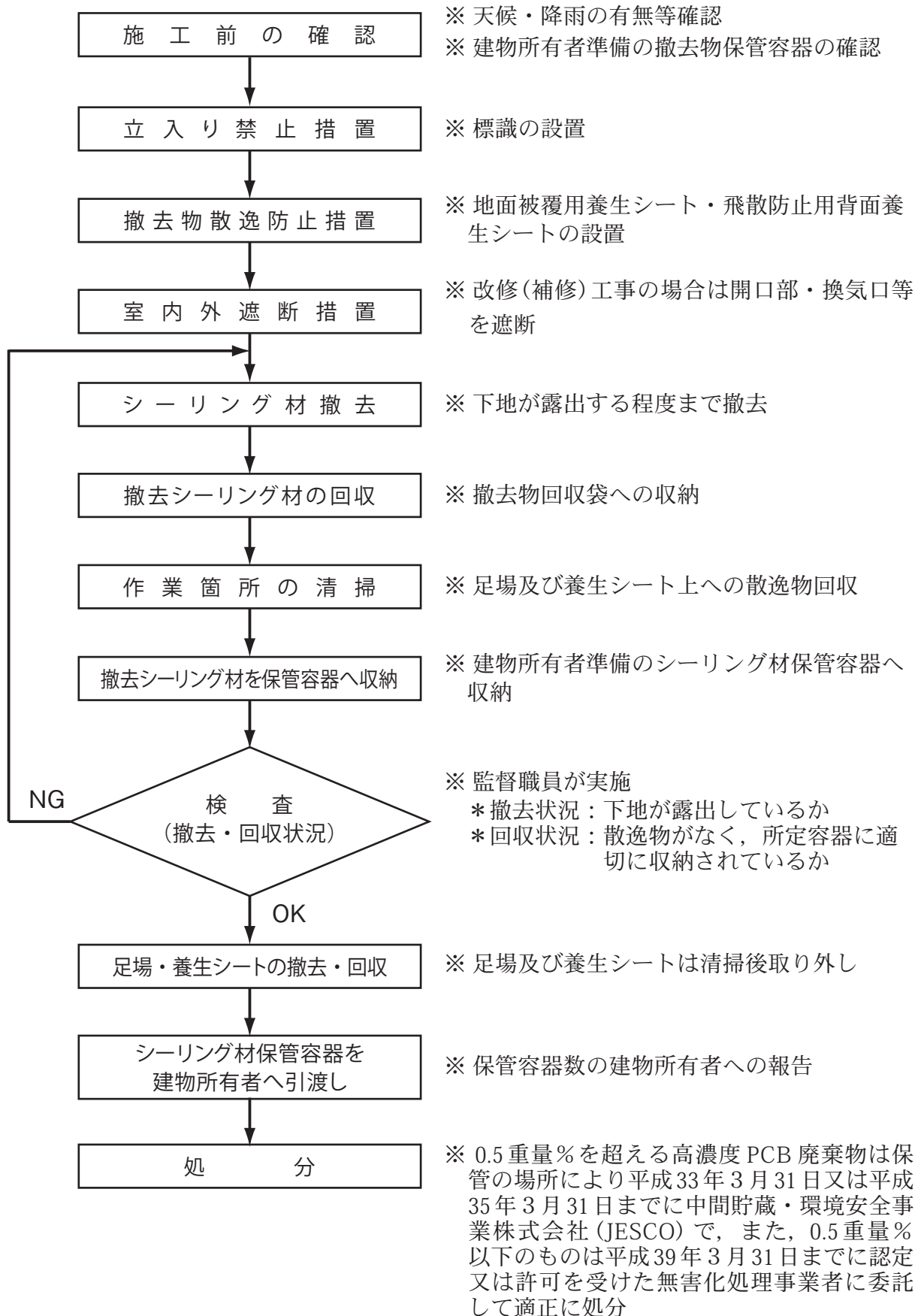
6. 処分

- ・建物所有者は、期間内に適正に処分する。

第3章 施工管理

《施工フロー》

《作業の概要》



第4章 安全管理

1. 作業員の安全衛生

作業は、一般工事と同様に労働安全衛生法等関連法規を遵守して行なうとともに、当作業は PCB 含有シーリング材を扱うため特に次の事項を厳守する。

- ・保護手袋の着用。
- ・保護マスクの着用。
- ・作業終了時及び休憩時における手洗いの実施。

2. 周辺環境への配慮

- ・発生塵埃が周辺環境に影響を与える可能性があるため、カッターナイフなどによる撤去を原則とするが、ダイヤモンドカッターなどで研削除去を行なう場合は、塵埃発生などの対策を確実に行なう。
- ・改修（補修）工事の場合、開口部・換気口などを確実に遮断する。

以上